

グリーン・エコプロジェクト推進活動事業
最新規制適合車両導入促進補助金交付実施要領

東ト協環環発第14号
平成28年6月21日

1. 交付要綱

「最新規制適合車両導入促進補助金交付要綱（平成28年6月17日付け東ト協環環発第11号）」（以下「28年度要綱」という。）のとおり。

2. 予 算

38,600千円

3. 補助対象車両

グリーン・エコプロジェクトの継続的なエコドライブ活動の実践並びにステップアップセミナーを受講している参加事業者が、購入（買い取り）又はリースで導入（車両の使用の本拠の位置が「都内」であること）する車両総重量3.5トン超の事業用の最新規制適合車（ディーゼルトラック）で、平成29年1月末日までの新車「新規登録車」のグリーン・エコプロジェクト参加活動車両。

※車両型式が「LDG-、LKG-、SDG-、SKG-、TDG-、TKG-、QDG-、QKG-、等」のポスト新長期規制適合トラック

4. 補助予定台数

370台（予定）

※1社5台まで（補助数制限）。

5. 補助金額

導入車両1台につき、

- ・小型車 6万円（定額）……対象車名：エルフ、デュトロ、キャンター、ダイク、タイタン等
- ・中型車 10万円（定額）……対象車名：フォワード、レンジャー、ファイター、コンドル等
- ・大型車 18万円（定額）……対象車名：ギガ、プロフィア、スーパーグレート、クオン等

6. 申請受付期間

平成28年7月11日（月）から平成29年3月10日（金）まで

※但し、上記期間内であっても、予算枠に達した場合は、その時点までとする。

7. 申請（請求）手続き

(1) 申請（請求）

車両登録手続き完了後に、「平成28年度最新規制適合車両導入補助金交付申請書（兼請求書）」に所定事項を記入し、添付書類（下記（2）参照）を添えて、東京都トラック協会環境部（環境対策窓口）に提出する。

また、締切日以前であっても予算枠に達した場合は、その時点で申請（請求）書類の

提出があったものまでとする。

(2) 添付書類

申請（請求）時には、必ず下記①～②の書類を添付書類として提出すること。

① 購入の場合には、「車検証の写し」と「請求書・領収書の写し」を添付すること。

② リースの場合には、「リース契約書の写し」と「車検証の写し」を添付すること。

但し、リース契約は、リース会社とのファイナンスリースにて締結するリース契約とする。

8. 導入上の要件

(1) 導入車両について

補助対象トラックは、平成28年2月から平成29年1月末日までの新車「新規登録車」であること。

また、グリーン・エコプロジェクト参加車両として届け出た車両であること。

(2) 以下に該当するものについては、補助対象外とする。

① 割賦販売等で導入し、購入代金を全て支払っていないもの。

(割賦販売等により、車両の所有権が留保(自動車販売会社など)されているもの。)

② 手形により支払われたもの。

9. その他

補助金の交付を受けた参加事業者は、本補助金の交付に関し付した条件等に変更が生じた場合、速やかにその内容を東ト協へ報告し、その指示を受けなければならない。

また、国及び地方公共団体等の補助があるときは、その補助額に応じて本補助額を減額することがある。

10. 適用期日

本要領は、平成28年度事業に適用する。